

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月4日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (13名)

農業委員 (8名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (5名)

久我 定幸

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員6名)

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

4. 議事日程

- 議案第112号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第113号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第114号 農地法第4条第1項第8号の規定による証明願について
議案第115号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第116号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第117号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（あっせん）

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹
農地係長 大岡 寿憲
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>皆さん、おはようございます。ただいまから第28回総会を開会いたします。本日の出席委員は農業委員8名、推進委員が5名です。定数には達しておりますので総会は成立いたします。今回の議事録署名者は、4番の福江委員と5番の川崎委員よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第112号が1件、113号が5件、114号が1件、115号が2件、116号が4件、117号が1件となっております。</p> <p>水田委員が途中退席ということですので、議案第117号から始めたいと思います。</p> <p>議案第117号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（農業経営基盤強化法による所有権移転）について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>事務局の説明の前に、私はこの事項の関係人でありますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席いたします。この事項に係る議事進行は、水田職務代理者をお願いいたします。</p>

	(議長離席)
水田委員	会長に変わり、議案第117号1番の議事進行を行います。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案説明)
水田委員	事務局の説明が終わりましたので、あっせん委員の福江農業委員、内田推進委員から補足の説明はありませんか。
福江委員	何もありません。
内田推進委員	何もありません。
水田委員	それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。
澤山委員	写真を見ると、みかんが植えてあるように見えるんですが、680-1の現況が田となっておりますけど、現況は間違いないですか。
事務局	事務局から連絡します。43ページの大字大浦字尾崎乙680-1の現況地目は田となっているんですが、畑の間違いになります。修正をお願いします。申し訳ありません。
水田委員	他にないですか。
	(異議なし)
水田委員	異議なしと認め議決をとります。 議案第117号1番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
水田委員	挙手多数と認めます。 したがって1番は原案通り認められました。

	<p>それでは、議案第117号1番についての審議を終了し、秀島会長に総会の議事進行に戻っていただきます。</p> <p>(秀島会長着席)</p>
議長	<p>それでは、議案第112号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので報告します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第112号1番と議案第113号1番は関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、調査された澤山委員および久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
澤山委員	<p>9月30日に、久我推進委員さんと土地の貸借人の〇〇さんと息子さんの〇〇さん、それと土地の譲受人の〇〇さんの5人で現地確認に行ってきました。</p> <p>まず最初に、親子間の〇〇くんの使用貸借権の解約が出てますよということで説明をしましたが、分かっておりますということで確認ができました。</p> <p>次に議案第113号について、対価はどうなってますかと聞いたところ、お互い親戚同士ということで話をしてるよということでした。参考までに、平均価格を教えました。</p> <p>以上、土地の面積、地番とか確認をしましたけど、間違いはないということで、譲渡人、譲受人の意味も確認できました。</p> <p>以上です。</p>

久我推進 委員	9月30日に澤山委員と〇〇さん、〇〇さんたちと現場を確認してお話を伺いました。澤山委員の言われる通りです。よろしくお願いします。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第112号1番及び議案第113号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第112号1番について、申請内容にも問題がないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第112号1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第113号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、議案第113号1番は原案通り認められました。</p> <p>それでは引き続き議案第113号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。

福江委員	<p>28日に、内田推進委員と、〇〇さんと〇〇の担当の方と4人で現地を確認しました。</p> <p>ここで何をするかと聞いたところ、お茶畑にしますということでした。現地は荒れていたなので、造成をかけてからお茶を植えるということでした。そして、スプリンクラーが入っているので、そのところをちゃんと土地改良区の方とも確認してくださいということを行いました。よろしくお願ひしますことでした。以上です。</p>
内田推進委員	<p>特に問題というのとはなかつたんですけど、スプリンクラーが入っているので、とにかく土地改良区とよく話をして、解決をしてくださいということでお別れしました。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>議案第113号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
辻委員	<p>以前、中畑地区でお茶園をされて、近隣の方から、その時は了解をしたけれども、こんなにスリップスがひどく出るとは思わなかつたということで、今でも、話が出るぐらいあるもんですから。</p> <p>そのところは周りの方の了解を得ながら、当然、〇〇さんもその辺は分かっていることだと思ふんですけど、ちょっと心配事であります。</p>
内田推進委員	<p>私もそれが一番心配だつたんですけど、そこら辺はちゃんとしてくださいということをおつております。いろんところからこの業者はあんまり評判が良くなかつたと聞いてますから。以上です。</p>
議長	<p>他にないですか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決をとります。</p> <p>議案第113号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p>

<p>議長</p>	<p>したがって、2番は原案通り認められました。</p> <p>(永渕推進委員離席)</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第113号3番4番及び5番について、譲受人が同一で関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは一括して事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査担当された福江委員および内田推進委員から報告をお願いします。</p>
<p>福江委員</p>	<p>28日に、〇〇さんと〇〇さんと、現地で確認しました。</p> <p>〇〇さんは入院中でしたので、娘さんと電話で連絡が取れております。</p> <p>〇〇さんは家の方でこういうことで間違いないでしょうかということを確認が取れております。〇〇さんの方とも家の方で間違いないですということを確認をしてきました。</p> <p>現地は、元〇〇牧場の上になります。既に10年ぐらい荒れたところです。何を作るんですかと尋ねたところ、水田を作るということです。ぼちぼち造成をしながら、水路はちゃんとU字溝で上の方から引っ張ってあるので、それを利用して水田にする予定ということでした。</p> <p>以上です。</p>
<p>内田推進委員</p>	<p>特に言うこともないんですけど、〇〇さんは5、6年前までは水田をしていたということです。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第113号3番についてご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め議決をとります。 議案第113号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって3番は原案通り認められました。 続きまして、議案第113号4番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって4番は原案通り認められました。 続きまして、議案第113号5番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって5番は原案通り認められました。</p> <p>(永渕推進委員着席)</p>
議長	<p>続きまして、議案第114号、農地法第4条第1項第8号の規定による証明願いについて、別紙関係人より証明願いを記したので協議並びに意見を求めます。 それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された福江委員および内田推進</p>

<p>福江委員</p>	<p>委員から調査報告をお願いします。</p> <p>28日に、内田推進委員と〇〇さんと現地で確認しました。その時、業者も来ていましたが、目の前に大きなハウスが綺麗に建っております。</p> <p>ここで何をするのか尋ねたところ、農作業場と休憩場ということでした。排水の方も前に水路があって問題ありません。よろしくお願ひしますということでした。以上です。</p>
<p>内田推進委員</p>	<p>私も〇〇さんから相談をうけましたけれども、何かあったら私に行ってくださいと言っています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまですね、調査報告が終わりました。</p> <p>議案第114号1番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め議決をとります。</p> <p>議案第114号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって1番は許可相当と認め証明書を発行します。</p> <p>続きまして、議案第115号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第115号1番および2番は譲渡人が同一で関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは一括して事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>資料の方ですが、先程、手元にお配りした瀬戸区における太陽光発電所計画説明会議事録、こちらの方が差し替えとなっております。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>この件につきましては、以前、皆様方に農地転用申請書が出たときに総会の中で、承認不可ということで県の方に提出をさせていただいた件です。</p> <p>当時、集落に対する説明会もあっておらず、雨水に対する処理方法について、浸透枡も設置しますということでしたけれども安全面でどうしても理解できないところも現地調査の中であったものですから、承認といった報告はできなかったという案件でありました。</p> <p>ただ、県の方でもう一度見直しをしながらやり取りをしてくださいというような指導もあって、施行方法を変えられて、今回は、切土はしないでそのままの傾斜でパネルを設置すると、少しくぼんだところはですね、先ほどありましたように55センチから1メートルの土の整地でパネルを並べるというような施工内容の申請書が出されたところです。</p> <p>これを受けまして、集落との説明会を実施したいと業者の方から要望もありまして、9月5日と13日、2回にわたり集落と意見交換をされた内容が、議事録等になります。</p> <p>最終的には集落の方も、いろんな安全面に対する要望もある中で、業者の方も歩み寄っていただいて、この提出内容になっておりますし、資料の最後には念書も交わしたという運びになっているところです。</p> <p>私と榊原推進委員さん、それと業者の方等で9月30日に現場確認をしました。</p> <p>前回の申請と違うところは、集落の説明会もあって、一通り意見交換をしていただいた。</p> <p>それと切土ではなくて、傾斜を少し滑らかにする形でパネルを施工するというやり方で考えておられるということです。それと、雨水災害に対する対応についても、溜枡は2メートル四方を3メートル四方に拡張した形で安全面に取り組みますというように、水災害に対する対応も考慮してもらったところです。</p> <p>業者の方も、できるところは安全面を考慮してやっていただいたかなと</p>

議長	<p>捉えたところです。</p> <p>調査報告終わりました。 それでは議案第115号1番と2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第115号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、議案第115号2番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして議案116号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による使用貸借権設定について、別紙関係人より、農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。 次の議案第116号1番、2番、3番および4番は、借り手が同一で関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは一括して事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員、福江農業委員、内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
築推進委員	<p>報告します。これ28日に〇〇さんと、〇〇さん、秀島会長と4名で、現地において説明を伺いました。</p> <p>ここは、今まで何人か耕作されておられましたけども、今回は、〇〇さんがタマネギを栽培されるそうです。</p> <p>畑はほぼ平地で、1枚畑で機械作業がしやすいような耕地です。</p> <p>〇〇さんは娘婿を指導しながら計画されているようです。</p> <p>次に、〇〇さんは、入院されてるということで、仕方ないねということで〇〇さんと秀島会長と3人で現地の方で説明を受けました。ここは、8月に形状変更届で現地確認をしております、そのときに誰か耕作者がいれば、してもらいたいというような意見を言っておられましたので、今回の〇〇さんが耕作するというごさいます。</p> <p>次に、〇〇さんという方が、介護施設に入所されておりましたので、3人で確認をしました。問題ないと思います。</p>
議長	<p>そしたら、私の方から説明させていただきます。</p> <p>大体築推進委員の言う通りですので、私からの説明は割愛させていただきます。以上です。</p> <p>次に福江農業委員をお願いします。</p>
福江委員	<p>これは、9月1日に役場の方で、貸し借りの申請を私と〇〇さんと〇〇さんと貸し借りの契約をしました。</p> <p>〇〇さんと〇〇さんの分も、その時に申請しました。</p> <p>元々は、私が耕作をしておりました。〇〇さんが畑を耕作をしておられて、その人が、もう少し畑がなかろうかということで、私が〇〇さんのところと〇〇さんのところを紹介をして、申請する予定をしてたんですけど、病気で亡くなられて、急遽どうしようかというところ、〇〇さんの娘婿が仕事を辞めて農業をするということで、紹介をして申請の運びとなりました。</p> <p>以上です。</p>

内田推進 委員	<p>福江委員が、〇〇くんの相談を一生懸命聞いて、申請したということを知っていますから、私から特に言うことはありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、1番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第116号1番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第116号2番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって2番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第116号3番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって3番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第116号4番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって4番は原案通り認められました。</p> <p>以上をもちまして、太良町農業委員会第28回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。</p>
----	--

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 4 年 10 月 4 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 福 江 晋

議事録署名者 川 崎 豊 洋